

投票日
4月7日
(日)

北海道知事選挙・北海道議会議員選挙
あなたの一票を大切に
棄権しないで必ず投票しましょう！

余市町選挙管理委員会・余市町明るい選挙推進協議会



【税務課からのお知らせ】

～固定資産税にかかる縦覧・閲覧ができます～

『縦覧』：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により町内の他の土地・家屋の評価額をご覧いただき、自己の所有する土地・家屋の評価額が適正であるかどうかを確認していただく制度です。

『閲覧』：「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認していただく制度です。

● 縦覧：「土地・家屋価格等縦覧帳簿」

縦覧できる人	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の納税者本人または代理人 ● 納税者と同居の親族 ● 納税管理人
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。

● 閲覧：「固定資産課税台帳」

閲覧できる人	①	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の納税義務者または代理人 ● 納税義務者と同居の親族 ● 納税管理人 	納税義務者本人の課税台帳を閲覧できます。
	②	<ul style="list-style-type: none"> ● 借地人、借家人等 	賃貸借契約などの対象となっている土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
	③	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産の処分をする権利を有する方 	当該権利のある土地・家屋の課税台帳を閲覧できます。
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税義務者等本人であることを確認できるもの（運転免許証など） ※代理人の場合は委任状が必要になります。 ● 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状 ● 上記②・③の方は、権利を有することがわかるもの（賃貸借契約書・不動産登記簿など） 		

期 間 4月1日（月）から5月27日（月）まで（土・日・祝日除く）

時 間 午前8時45分から午後5時15分まで

場 所 役場庁舎1階 税務課 課税グループ

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115

【社会教育課からのお知らせ】～「第6次余市町社会教育中期計画」を策定しました～

本計画は、パブリックコメントを実施し（昨年11月1日～30日）、寄せられたご意見を参考にさせていただきます、策定しました。

寄せられたご意見の内容と、ご意見に対する教育委員会の考え方、策定された計画は、4月1日以降、町ホームページで公表するとともに、役場教育委員会、中央公民館、福祉センター、図書館に掲示しますので、ご覧ください。

問合せ 社会教育課（中央公民館内） ☎23-5001